決算委員会

委員一覧(30名)

委理理 理理理 理理理理理理理	岸 宏一 西島 英利 浜田 昌良 大久保 潔重 金子 恵美	(民主) (民主) (自民) (自民) (公明) (民主)	外徳中舟森柳吉石衛荻山永谷山田澤川井藤原	京 京 志司 江 高 美織 り 一司 に 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民	塚牧松松丸山弘松仁又田野村山山本友 比市	の の の の の の の の の の の の の の
	行田 邦子	(民主)	荻原	健司 (自民)	又市	征治(社民) (21.3.5 現在)

(1) 審議概観

第171回国会において本委員会に付託された案件は、第170回国会からの継続審査となる平成十九年度決算外2件に加え、平成十九年度予備費関係5件である。

審査の結果、平成十九年度決算外2件のうち、決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書はいずれも是認すべきものでないとし、国有財産無償貸付状況総計算書は是認すべきものとした。また、平成十九年度予備費関係5件のうち、一般会計予備費(その1)及び特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額(その1)はいずれも承諾を与えるべきものでないとし、その外3件はいずれも承諾を与えるべきものとした。

[決算の審査]

平成十九年度決算外2件は、第170回国会の平成20年11月21日に提出され、11月26日、本会議において平成十九年度決算の概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、委員会において、同日に中川財務大臣から概要説明を聴取し、12月15日に全般質

疑を行った後、審査を継続していた。

今国会においては、省庁別審査計7回、与 謝野財務大臣及び質疑者要求大臣の出席に よる准総括質疑等を経て、平成21年6月29 日、麻生内閣総理大臣以下全大臣出席の 下、締めくくり総括質疑を行った。また、3月16 日、ラフレさいたま及び首都圏外郭放水路の 視察を行った。

平成十九年度決算審査における質疑の主な項目は、かんぽの宿等の施設の譲渡等手続、地方自治体における不正経理、ITシステムの利用伸び悩み、各特別会計に滞留する多額の剰余金・積立金、公益法人による不適切な会計経理、委託費の不適切な執行、などである。

締めくくり総括質疑を終局した後、討論に 入るに先立ち、委員長より平成十九年度決算 についての内閣に対する警告案及び平成19 年度決算審査措置要求決議が示された。平 成十九年度決算については、まず、本件決算 を是認するか否かについて採決し、次いで、 委員長提示のとおり警告するか否かについて 採決して、これらの結果をもって議決案とする こととされた。

討論では、民主党・新緑風会・国民新・日 本より、平成十九年度決算外2件は是認する ことに反対、内閣に対する警告案及び措置要 求決議案は賛成する旨の意見が述べられ た。次に、自由民主党及び公明党を代表して 自由民主党より、平成十九年度決算外2件は 是認することに賛成するとともに、内閣に対す る警告案は反対する旨の意見が述べられた。 続いて、日本共産党より、平成十九年度決算 並びに国有財産増減及び現在額総計算書は 是認することに反対、内閣に対する警告案及 び措置要求決議案は賛成、国有財産無償貸 付状況総計算書は是認することに賛成する 旨の意見が述べられた。そして、社会民主 党・護憲連合より、平成十九年度決算並びに 国有財産増減及び現在額総計算書は是認 することに反対、内閣に対する警告案及び措 置要求決議案は賛成、国有財産無償貸付状 況総計算書は是認することに賛成する旨の意 見が述べられた。

討論を終局し、採決の結果、平成十九年度 決算は賛成少数により是認すべきものでない と、また、多数をもって内閣に対し警告すべき ものと議決した。したがって、本会議で議決す べき議決案は、「一、本件決算は、これを是認 しない。二、内閣に対し、次のとおり警告す る。(以下5項目 < 略 >)」となった。内閣に対 する警告は、①平成19年度決算検査報告に おける過去最悪の指摘件数及び金額等、② テレビ会議装置の低調な利用状況、③国際 機関の信託基金の閉鎖に伴う拠出残余金の 放置、④厚生労働省の委託事業における不 適正経理の多発、⑤厚生年金記録改ざん問 題、である。

次に、9項目からなる平成19年度決算審査 措置要求決議は全会一致をもって本委員会 の決議とすることに決定した。措置要求決議 の内容は、①電子申請システムの利用促進 及び継続可否の検討、②地域再生関連施策 の実績額の取りまとめと交付金の決算書等の 記載の工夫、③日本漢字能力検定協会及び 日本農村情報システム協会の不適切な運営 を踏まえた公益法人の指導監督、④地方自 治体における国庫補助金等の経理等の適正 化、⑤「かんぽの宿」等の施設の譲渡等にお ける不透明な契約の是正、⑥随意契約見直 しにおける更なる競争性の向上、⑦特別会計 の剰余金及び積立金等の更なる活用等、⑧ 農林水産省における無許可専従の実態解明 と再発防止、⑨国直轄事業負担金の情報開 示の徹底等、である。

次に、平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書は賛成少数により是認すべきものでないと決定し、平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

また、委員会において、平成十九年度決算外2件の審査を受けて、平成21年6月29日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した検査項目は、①在外公館に係る会計経理、②牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等、の2項目についてである。なお、同4月13日にも、簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について、会計検査を要請している。

[予備費の審査]

平成十九年度予備費関係5件のうち、一般

会計予備費(その1)外2件は第169回国会の 平成20年3月18日に、特別会計予備費(その 2)外1件は同年5月20日に提出され、いずれ も衆議院において審査が継続されていた。

今国会において、予備費関係5件は、平成 21年4月14日に衆議院から送付され、6月18 日に本委員会に付託された。

委員会においては、6月22日、これら5件を 一括して議題とし、与謝野財務大臣から説明 を聴取した後、平成十九年度決算外2件と一 括して質疑を行った。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、 日本共産党より、平成十九年度一般会計予 備費(その1)及び平成十九年度特別会計予 算総則第七条第一項の規定による経費増額 (その1)について反対、その他の予備費関係 3件について賛成する旨の意見が述べられ た。そして、社会民主党・護憲連合より、平成 十九年度一般会計予備費(その1)及び平成 十九年度特別会計予算総則第七条第一項 の規定による経費増額(その1)について反対、その他の予備費関係3件について賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成十九年度 予備費関係5件のうち、一般会計予備費(その1)及び特別会計予算総則第七条第一項 の規定による経費増額(その1)はいずれも賛 成少数により承諾を与えるべきものでないと議 決し、その外3件はいずれも多数をもって承 諾を与えるべきものと議決した。

なお、本会議においては、平成十九年度 予備費関係5件はいずれも賛成少数により承 諾を与えないと決定している。

[国政調査等]

3月5日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について西村会計検査院長職務代行検査官から説明を聴取した。

(2)委員会経過

〇平成21年3月5日(木)(第1回)

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する 調査を行うことを決定した。
- ・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する 調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定 に基づく報告に関する件について西村検査官 から説明を聴いた。

〇平成21年4月6日(月)(第2回)

一 省庁別審査 一

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十九年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の ため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参

考人として出席を求めることを決定した。

・平成十九年度決算外2件中、皇室費、国会、会計検査院、総務省及び公営企業金融公庫関係について鳩山総務大臣、鴻池内閣官房副長官、石田財務副大臣、小幡参議院事務総長、衆議院事務局当局、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び株式会社ゆうちょ銀行常務執行役宇野輝君に対し質疑を行った。

[質疑者]

外山斎君(民主)、吉川沙織君(民主)、 西田昌司君(自民)、礒崎陽輔君(自民)、 弘友和夫君(公明)、大門実紀史君(共産)、 又市征治君(社民)

〇平成21年4月13日(月)(第3回)

一 省庁別審査 一

・平成十九年度決算外2件中、内閣、内閣府本府、財務省、金融庁、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係について与謝野国務大臣、鳩山内閣府特命担当大臣、佐藤内閣府特命担当大臣、野田国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁山口廣秀君に対し質疑を行った。

[質疑者]

那谷屋正義君(民主)、舟山康江君(民主)、 西田昌司君(自民)、浜田昌良君(公明)、 大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)

・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する 調査のため、会計検査及びその結果の報告を 求めることを決定した。

〇平成21年4月20日(月)(第4回)

一 省庁別審査 一

・平成十九年度決算外2件中、厚生労働省関係について舛添厚生労働大臣、竹下財務副大臣、並木内閣府大臣政務官、西村会計検査院長、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

行田邦子君(民主)、吉川沙織君(民主)、 舟山康江君(民主)、西島英利君(自民)、 衛藤晟一君(自民)、浜田昌良君(公明)、 仁比聡平君(共産)、福島みずほ君(社民)

〇平成21年4月24日(金)(第5回)

一 省庁別審査 一

 ・平成十九年度決算外2件中、外務省及び防衛 省関係について中曽根外務大臣、浜田防衛大 臣、伊藤外務副大臣、北村防衛副大臣、西村 会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局 及び参考人独立行政法人国際協力機構理事黒 木雅文君に対し質疑を行った。

[質疑者]

柳澤光美君(民主)、徳永久志君(民主)、 仁比聡平君(共産)、山内徳信君(社民)

〇平成21年4月27日(月)(第6回)

一 省庁別審査 一

・平成十九年度決算外2件中、経済産業省、国 土交通省及び中小企業金融公庫関係について 二階経済産業大臣、金子国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

「質疑者〕

中谷智司君(民主)、森田高君(民主)、加藤修一君(公明)、紙智子君(共産)、 近藤正道君(社民)

〇平成21年5月11日(月)(第7回)

— 省庁別審査 —

・平成十九年度決算外 2 件中、農林水産省、環境省及び農林漁業金融公庫関係について石破農林水産大臣、斉藤環境大臣、近藤農林水産副大臣、松野文部科学副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本中央競馬会理事長土川健之君及び株式会社日本政策金融公庫代表取締役農林水産事業本部長坂野雅敏君に対し質疑を行った。

[質疑者]

金子恵美君(民主)、大久保潔重君(民主)、 川上義博君(民主)、山田俊男君(自民)、 川口順子君(自民)、弘友和夫君(公明)、 仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

〇平成21年6月1日(月)(第8回)

一 省庁別審査 一

- ・理事の補欠選任を行った。
- ・平成十九年度決算外2件中、法務省、文部科 学省、警察庁及び裁判所関係について森法務 大臣、塩谷文部科学大臣及び政府参考人に対 し質疑を行った。

「質疑者]

松野信夫君(民主)、神本美恵子君(民主)、 古川俊治君(自民)、石井みどり君(自民)、 松あきら君(公明)、山下芳生君(共産)、 近藤正道君(社民)

〇平成21年6月22日(月)(第9回)

一 准総括質疑 一

・平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び 各省各庁所管使用調書(その1)(第169回国 会提出)(衆議院送付)

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び 各省各庁所管使用調書(その1)(第169回国 会提出)(衆議院送付)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所

管経費増額調書(その1)(第169回国会提出) (衆議院送付)

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び 各省各庁所管使用調書 (その2) (第169回国 会提出) (衆議院送付)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項 の規定による経費増額総調書及び各省各庁所 管経費増額調書(その2)(第169回国会提出) (衆議院送付)

以上5件について与謝野財務大臣から説明を 聴いた。

 ・平成十九年度決算外2件及び予備費関係5件について舛添厚生労働大臣、佐藤総務大臣、 与謝野国務大臣、金子国土交通大臣、石破農 林水産大臣、野田国務大臣、河村内閣官房長官、二階経済産業大臣、中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、小渕内閣府特命担当大臣、塩谷文部科学大臣、北村防衛副大臣、萩生田文部科学大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び 各省各庁所管使用調書(その1)(第169回国 会提出)(衆議院送付)

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び 各省各庁所管使用調書(その1)(第169回国 会提出)(衆議院送付)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項 の規定による経費増額総調書及び各省各庁所 管経費増額調書(その1)(第169回国会提出) (衆議院送付)

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び 各省各庁所管使用調書 (その2) (第169回国 会提出) (衆議院送付)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項 の規定による経費増額総調書及び各省各庁所 管経費増額調書(その2)(第169回国会提出) (衆議院送付)

以上5件について討論の後、

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び 各省各庁所管使用調書(その1)(第169回国 会提出)(衆議院送付)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所

管経費増額調書(その1)(第169回国会提出) (衆議院送付)

以上両件をいずれも承諾を与えるべきもので ないと議決し、

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び 各省各庁所管使用調書(その1)(第169回国 会提出)(衆議院送付)

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び 各省各庁所管使用調書(その2)(第169回国 会提出)(衆議院送付)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項 の規定による経費増額総調書及び各省各庁所 管経費増額調書(その2)(第169回国会提出) (衆議院送付)

以上3件をいずれも承諾を与えるべきものと 議決した。

「質疑者]

那谷屋正義君(民主)、行田邦子君(民主)、 吉川沙織君(民主)、中谷智司君(民主)、 塚田一郎君(自民)、森まさこ君(自民)、 山本順三君(自民)、浜田昌良君(公明)、 西田実仁君(公明)、仁比聡平君(共産)、 又市征治君(社民)

(平成十九年度一般会計予備費使用総調書及 び各省各庁所管使用調書 (その1))

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

(平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1))

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

(平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1))

賛成会派 自民、公明、共産、社民 反対会派 民主

(平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2))

賛成会派 自民、公明、共産、社民 反対会派 民主

(平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2))

賛成会派 自民、公明、共産、社民 反対会派 民主

〇平成21年6月29日(月)(第10回)

- ― 締めくくり総括質疑 ―
- 理事の補欠選任を行った。
- ・平成十九年度決算外2件について麻生内閣総理大臣、斉藤環境大臣、野田国務大臣、与謝野国務大臣、舛添厚生労働大臣、森法務大臣、塩谷文部科学大臣、金子国土交通大臣、佐藤総務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁山口廣秀君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

「質疑者]

家西悟君(委員長質疑)、木俣佳丈君(民主)、※松野信夫君(民主)、西島英利君(自民)、※西田昌司君(自民)、松あきら君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民) ※関連質疑

- ・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する 調査のため、会計検査及びその結果の報告を 求めることを決定した。
- ・平成十九年度決算外2件について討論の後、 平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十 九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度 国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年 度政府関係機関決算書を議決し、平成19年度 決算審査措置要求決議を行い、

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算

書を是認すべきものでないと議決し、

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書 を是認すべきものと議決した後、

与謝野財務大臣、佐藤国務大臣、中曽根外務 大臣、塩谷文部科学大臣、舛添厚生労働大臣、 石破農林水産大臣、金子国土交通大臣及び野 田国務大臣から発言があった。

(平成十九年度一般会計歲入歲出決算、平成十九年度特別会計歲入歲出決算、平成十九年度国稅収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、公明 反対会派 民主、共産、社民

(内閣に対する警告)

賛成会派 民主、共産、社民 反対会派 自民、公明

(平成19年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民 反対会派 なし

(平成十九年度国有財産増減及び現在額総計 算書)

費成会派 自民、公明 反対会派 民主、共産、社民 (平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算 書)

賛成会派 自民、公明、共産、社民 反対会派 民主

(3)委員会決議

— 平成19年度決算審查措置要求決議 —

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。 1 電子申請システムの利用促進及び継続可否の検討について

行政機関が扱う申請・届出等手続について、政府は、平成22年度までにオンライン利用率を50%以上にするとの目標を掲げ、その利用促進を図っている。しかし、多額の経費をかけて開発・運用をしたそれらシステムには利用率が極めて低調なものも多く、重点手続として挙げられている71手続の中でも依然として利用率が1%に満たないものがある。例えば、自動車保有関係手続のワンストップサービスでは、その開発・運用に要した経費が総額65億円にも上る一方で、運用を開始した17

政府は、オンライン利用率目標の達成に向けて、利用者の利便性向上のためのシステム改善や周知活動の更なる実施に努めるとともに、費用対効果を十分検討し、各システムの継続の可否につい

年12月から20年6月までの利用率はわずか0.67%にとどまっている。

ても検討を行うべきである。

2 地域再生関連施策の実績額の取りまとめと交付金の決算書等の記載の工夫について

地方再生関連施策については、予算上、省庁横断的に多彩な施策が示されているが、その実績については、全体像が分かるように示されていない。例えば、地域再生法に基づいて地方公共団体に交付される地域再生基盤強化交付金は、予算上、内閣本府に一括計上された後、年度途中で執行省庁に移替えをされ、決算上では、内閣本府、農林水産本省、林野庁、水産庁、国土交通本省及び環境本省に計上される。このような交付金の予算、決算の計上の方法では、その対比が困難であり、予算の執行状況を容易に把握することはできない。

政府は、施策や予算の執行状況が国民に分かりやすい形で明示されるようにするため、地方再生 関連施策の実績の全体像を取りまとめ、予算額と実績額を示すとともに、交付金については、その 活用状況の一層明確な開示に向けて決算書等の記載方法を工夫すべきである。

3 日本漢字能力検定協会及び日本農村情報システム協会の不適切な運営を踏まえた公益法人の指 導監督について

文部科学省所管の財団法人日本漢字能力検定協会は、営利を目的としない公益法人であるにもかかわらず、年間7~8億円もの多額の利益を上げていた上に、前理事長等が役員を務める企業との不適切な取引を通じて協会の利益を不当に流出させ、前理事長等の逮捕に至る事態が生じた。また、農林水産省、総務省、経済産業省の3省が所管する社団法人日本農村情報システム協会は、同協会の基本財産4億円を所管府省の承認を得ることなく取り崩していた上に、債務超過状態にあることが明らかになった。これらの件に関して、所管府省である文部科学省及び農林水産省等の指導監督が不十分であったとの指摘がなされている。

政府は、所管公益法人に対し、関係法令にのっとった適切な運営がなされるよう厳正な指導監督を行うとともに、収益情報を始めとする財務状況の適確な把握及び必要に応じての指導をすべての所管府省に行わせるべきである。

4 地方自治体における国庫補助金等の経理等の適正化について

平成19年度決算検査報告において、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等について、会計検査をした12道府県のすべてで不適正な経理処理等による支出が明らかとなった。 このような事態は、会計法令に抵触していることは言うまでもなく、公金の使用に対する国民の信頼を著しく損なうものである。

政府は、不適正な支出と認められる国庫補助金等について速やかに返還の措置を講ずるとともに、 地方自治体に対して、会計経理の適正化について引き続き指導・助言の徹底を図るべきである。ま た、その監査制度について、監査委員の独立性の強化や監査能力の向上等監査機能の充実強化に向 けて検討すべきである。

5 「かんぽの宿」等の施設の譲渡等における不透明な契約の是正について

日本郵政株式会社の所有・運営する「かんぽの宿」等の施設の譲渡に当たって、契約内容や契約 手続、譲渡額等に不透明な点などがあるとして、本年4月、総務省は、16の問題点を指摘するとと もに、日本郵政株式会社法に基づく監督上の命令を発出する事態に至っている。また、旧日本郵政 公社等が締結した譲渡等に関する契約において、譲渡後に当該施設が売却額を大きく上回る額で転 売される事態が見られるなど、施設の譲渡等に関する契約内容の妥当性が疑問視される事態が相次 いでいる。

政府は、日本郵政株式会社に対し、「かんぽの宿」等の施設の譲渡等に関する契約の締結に当たっては、公平性、透明性の確保等を図るよう対応させるべきである。

6 随意契約見直しにおける更なる競争性の向上について

政府による随意契約の適正化に向けた取組が進められた結果、平成19年12月までの競争性のない随意契約割合は、件数で49.6%、金額で58.1%と着実に減少している。しかし一方で、一般競争入札や企画競争に移行した契約における一者応札・応募は多く、天下り先公益法人・独立行政法人との間における随意契約割合も依然として高くなっている。また、独立行政法人における随意契約割合は、件数で74.4%、金額で75.1%と政府に比し20ポイント程度高くなっており、再委託率が50%以上となっている契約も多数ある。

政府は、競争性のある契約方式への移行が形の上だけにとどまることのないよう、民間参入を事実上締め出す不当な入札参加資格の見直し、一者応札・応募となった契約を精査し応募者を増やすための改善方策の検討・公表、天下り先法人との随意契約に係る透明性の確保等に取り組み、更なる競争性の向上に努めるとともに、独立行政法人に対しても一層の改善が図られるよう指導すべきである。

7 特別会計の剰余金及び積立金等の更なる活用等について

28特別会計全体における、平成19年度の剰余金総額は42.6兆円、19年度決算処理後の積立金・資金残高は204.9兆円と多額に上っている。

その内容を見ると、例えば、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定においては、過年度の 実績等を十分に考慮しないまま予算額が見積もられている等のため、予算額と実績額との間で乖離 が生じ、不用額が継続的に発生している。また、外国為替資金特別会計においては、保有外貨資産 が100兆円を超え、19年度の積立金残高が1ドル99円の水準で保有外貨資産に生じる為替評価損と同 程度となる19.5兆円に達している一方、決算上の不足の補足のための使用実績は昭和34、35年度の 合わせて3.3億円に過ぎない。

政府は、我が国の財政状況が、これまで目標としてきた23年度の基礎的財政収支の黒字化達成が不可能になるなど危機的状況にあることを踏まえ、各特別会計のリスク管理を含む財務の在り方を再検討するとともに剰余金及び積立金等の必要額を改めて検討し、一般会計への繰入れ等財政健全化のための更なる活用を図るべきである。

8 農林水産省における無許可専従の実態解明と再発防止について

農林水産省における無許可専従事案に関して、平成20年4月1日時点における調査で142人に疑いがあることを確認していたにもかかわらず、最終的にその事実が公表されず、またその後、総務省において実施された無許可専従一斉点検においてもその実態が明らかにされなかった。

政府は、無許可専従に係る再調査を徹底的かつ早急に実施し、行為者及び関係者に対する厳格な 処分及び行為者に支払われた給与の返還など適切な対応を行うとともに、このような事態が二度と 起こることのないよう情報公開や組織体質の改善に真摯に取り組み、農林水産行政に対する国民の 信頼回復に努めるべきである。

9 国直轄事業負担金の情報開示の徹底等について

国土交通省の直轄事業負担金に関し、地方自治体に対して十分な説明をすることなく、国道事務所等の庁舎の建て替え費用を含め、平成19年度は54か所に係る39億円、20年度は44か所に係る28億円を地方自治体に負担させていた。また、20年度における直轄事業の地方負担額の総額は9,711億円に上り、その中には、営繕宿舎費45億円、退職手当等の人件費575億円、事務費58億円が含まれていることや、維持管理費負担分が1,861億円、全体の19.2%を占めていること等も明らかになっている。政府は、直轄事業負担金について、事業費明細の情報開示に向けた取組に着手しているが、今後更なる内容の充実に努めるとともに、負担の対象範囲の見直し、更には国と地方の役割分担を踏まえた事業の在り方を検討すべきである。